



厚生労働省発職第0107002号

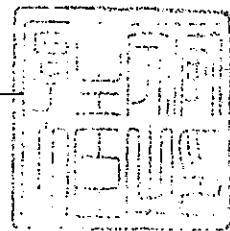
## 労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成21年1月7日

厚生労働大臣 弁添 要



## 職業安定法施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 職業安定法施行規則の一部改正

一 厚生労働大臣は、第三十五条第三項の規定による報告に係る内定の取消し又は撤回の内容（当該取消し等の対象となつた者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）が、厚生労働大臣が定める場合に該当するとき（倒産により翌年度の新規学卒者の募集又は採用が行われないことが確実な場合を除く。）は、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう、その内容を公表することができるものとすること。

また、公共職業安定所は、当該公表が行われたときは、その管轄区域内にある学校に、当該公表の内容を提供するものとすること。

二 新規学卒者を雇い入れようとする者が内定の取消し等を行おうとする場合においては、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長に職業安定局長が定める様式によりその旨を通知するものとすること。

## 第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとすること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。

## 第二の二 経過措置の概要

内定取消しを行った企業名の公表（第一の一）については、施行日以後に就業開始を予定していた新規学卒者に係る内定取消しについて適用するものとすること。ただし、施行日前に行われた内定取消し又は施行日前に通知のあった内定取消しについては、内定取消しの撤回その他これに準ずる措置を講じ、施行日以後に公表の対象となる要件に該当しなくなったり又は内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用が確保されたときにおいては、この限りでないものとすること。